



栃木県公報

令和2(2020)年
3月31日(火)
号 外
第27号

目 次

規 則

- 栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部改正…………… 1
- 栃木県県税条例施行規則の一部改正…………… 3
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正…………… 5
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部改正…………… 5
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正…………… 7
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則の廃止…………… 7

企 業 局

- 栃木県企業局組織規程の一部改正…………… 7
- 栃木県企業局企業職員給与規程の一部改正…………… 9
- 栃木県公営企業財務規程の一部改正…………… 10
- 栃木県企業局処務規程の一部改正…………… 16
- 栃木県発電管理事務所管理規程の一部改正…………… 19
- 栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部改正…………… 21
- 栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部改正…………… 27

労 働 委 員 会

- 栃木県労働委員会事務局処務規程の一部改正…………… 27

規 則

栃木県規則第二十九号

栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年栃木県規則第五百十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税免除の申請)</p> <p>第二条 条例第四条の規定により県税の課税免除の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を栃木県県税条例(平成十七年栃木</p>	<p>(課税免除の申請)</p> <p>第二条 条例第四条の規定により県税の課税免除の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を栃木県県税条例(平成十七年栃木</p>

県条例第五号) 第十一条第一項に規定する課税地を所管する県税事務所に提出しなければならない。

申請の区分	提出期限	申請書名(様式)
条例第二条第一号の規定による事業税の課税免除の申請	当該課税免除を受けようとする事業税について栃木県県税条例第五十八条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十六の規定による申告納付に係る部分を除く。)若しくは同法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付する期限若しくは同条第二項の規定により申告納付する時又は同法第七十二条の五十五の規定により申告する期限	略
略		

県条例第五号) 第十一条第一項に規定する課税地を所管する県税事務所に提出しなければならない。

申請の区分	提出期限	申請書名(様式)
条例第二条第一号の規定による事業税の課税免除の申請	当該課税免除を受けようとする事業税について栃木県県税条例第五十八条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十六の規定による申告納付に係る部分を除く。)若しくは同法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付する期限若しくは同条第二項の規定により申告納付する時又は同法第七十二条の五十五の規定により申告する期限	略
略		

(栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(平成二十八年栃木県規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第二条 条例第五条の規定により県税の課税免除又は不均一課税の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。)第十一条第一項に規定する課税地を所管する県税事務所に提出しなければならない。</p>			<p>(課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第二条 条例第五条の規定により県税の課税免除又は不均一課税の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。)第十一条第一項に規定する課税地を所管する県税事務所に提出しなければならない。</p>		
申請の区分	提出期限	申請書名(様式)	申請の区分	提出期限	申請書名(様式)

条例第二条 の規定によ る事業税の 不均一課税 の申請	当該不均一課税 を受けようとする 事業税について県 税条例第五十八条 (地方税法(昭和 二十五年法律第二 百二十六号)第七 十二条の二十六の 規定による申告納 付に係る部分を除 く。)若しくは同 法第七十二条の三 十一第三項の規定 により申告納付す る期限若しくは同 条第二項の規定に より申告納付する 時又は同法第七十 二条の五十五の規 定により申告する 期限	略
略		

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県規則第三十号

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県県税条例施行規則(平成十七年栃木県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(徴税吏員の権限の委任)</p> <p>第二条 条例第十条第一号に掲げる場合又は同号の提出に係る物件を留め置く場合における徴税吏員としての知事の権限は、経営管理部税務課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))及び同法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)に委任する。</p>	<p style="text-align: center;">(徴税吏員の権限の委任)</p> <p>第二条 条例第十条第一号に掲げる場合又は同号の提出に係る物件を留め置く場合における徴税吏員としての知事の権限は、経営管理部税務課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員(臨時的に任用される職員、非常勤職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)に委任する。</p>

別表第2 (第18条関係)

障害の区分		障害の級別
略		
音声機能障害		3級(条例第105条の10第1項第1号又は条例第116条第1項第1号に該当する場合であつて、こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
略		
下肢不自由		1級から6級までの各級(条例第105条の10第1項第2号又は条例第116条第1項第2号に該当する場合にあつては、1級から3級までの各級に限る。)
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級(条例第105条の10第1項第2号又は条例第116条第1項第2号に該当する場合にあつては、1級から3級までの各級に限る。)
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	略	略
	移動機能障害	1級から6級までの各級(条例第105条の10第1項第2号又は条例第116条第1項第2号に該当する場合にあつては、1級から3級までの各級に限る。)
略		

別表第3 (第18条関係)

障害の区分	障害の程度
略	
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(条例第105条の10第1項第1号又は条例第116条第1項第1号に該当する場合であつて、こう頭摘出による音声機能

別表第2 (第18条関係)

障害の区分		障害の級別
略		
音声機能障害		3級(条例第102条の14第1項第1号又は条例第116条第1項第1号に該当する場合であつて、こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
略		
下肢不自由		1級から6級までの各級(条例第102条の14第1項第2号又は条例第116条第1項第2号に該当する場合にあつては、1級から3級までの各級に限る。)
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級(条例第102条の14第1項第2号又は条例第116条第1項第2号に該当する場合にあつては、1級から3級までの各級に限る。)
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	略	略
	移動機能障害	1級から6級までの各級(条例第102条の14第1項第2号又は条例第116条第1項第2号に該当する場合にあつては、1級から3級までの各級に限る。)
略		

別表第3 (第18条関係)

障害の区分	障害の程度
略	
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(条例第102条の14第1項第1号又は条例第116条第1項第1号に該当する場合であつて、こう頭摘出による音声機能

	障害がある場合に限る。)		障害がある場合に限る。)
略		略	
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各 項症及び第1款症から第3款症 までの各款症(条例第105条の 10第1項第2号又は条例第116 条第1項第2号に該当する場合 にあつては、特別項症から第3 項症までの各項症に限る。)	下肢不自由	特別項症から第6項症までの各 項症及び第1款症から第3款症 までの各款症(条例第102条の 14第1項第2号又は条例第116 条第1項第2号に該当する場合 にあつては、特別項症から第3 項症までの各項症に限る。)
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各 項症及び第1款症から第3款症 までの各款症(条例第105条の 10第1項第2号又は条例第116 条第1項第2号に該当する場合 にあつては、特別項症から第4 項症までの各項症に限る。)	体幹不自由	特別項症から第6項症までの各 項症及び第1款症から第3款症 までの各款症(条例第102条の 14第1項第2号又は条例第116 条第1項第2号に該当する場合 にあつては、特別項症から第4 項症までの各項症に限る。)
略		略	

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

(税務課)

栃木県規則第三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「※ 年金振込通知書、年金証書等の写しを添付してください。」及び「遺産徴収票、」を削る。

別記様式第五号中「※ 年金振込通知書、年金証書等の写しを添付してください。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県規則第三十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則(昭和三十八年栃木県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収及びその額)</p> <p>第二条 知事は、障害者及びその配偶者並びに障害者と生計を一にする扶養義務者(以下「支払義務者」という。)について法第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定による入院(以下「措置入院」という。)のあつた月の属する年度(措置入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。)の額を合算した額が五十六万四千円を超える場合に、法第三十一条の規定により入院に要する費用を徴収するものとする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、別に定めるところによる。</p> <p>3 第一項の規定により支払義務者から徴収する額(以下「費用徴収額」という。)は、月額二万円とする。ただし、月の途中で措置入院を開始し、又は終了した場合におけるその月分の費用徴収額は、二万円を当該月の実日数で除して得た額に当該月における措置入院の期間の日数を乗じて得た額(円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(費用の徴収及びその額)</p> <p>第二条 知事は、障害者及びその配偶者並びに障害者と生計を一にする扶養義務者(以下「支払義務者」という。)の前年分の所得税額(前年の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。)</p> <p>を合算した額が百四十七万円を超える場合に、法第三十一条の規定により入院に要する費用を徴収するものとする。</p> <p>2 前項の規定により支払義務者から徴収する額(以下「費用徴収額」という。)は、月額二万円とする。ただし、月の途中で法第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定による入院(以下「措置入院」という。)を開始し、又は終了した場合におけるその月分の費用徴収額は、二万円を当該月の実日数で除して得た額に当該月における措置入院の期間の日数を乗じて得た額(円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 略</p>

別記様式第四号中

前年度所得税額

を

市町村民税所得割額

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条の規定は、令和二年四月一日以後の診療に係る費用の徴収について適用し、同日前の診療に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院している者であつて、改正後の第二条の規定により新たに費用を徴収されることとなるものの当該入院に要する費用の徴収については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（障害福祉課）

栃木県規則第三十三号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年栃木県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（設備の基準）</p> <p>第二条 条例第七条第三項ただし書の規則で定める基準は、保育室等を、二階に設ける場合にあつては第一号、第二号及び第六号、三階以上の階に設ける場合にあつては次に掲げる基準とする。</p> <p>一 八 略</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第二条 条例第七条第三項ただし書の規則で定める基準は、保育室等を、二階に設ける場合にあつては第一号、第二号及び第六号、三階以上の階に設ける場合にあつては第二号から第八号までに掲げる基準とする。</p> <p>一 八 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（こども政策課）

栃木県規則第三十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則を廃止する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則（平成二十六年栃木県規則第五十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（健康増進課）

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第二号

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

第一条 栃木県企業局組織規程（昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(発電管理事務所)</p> <p>第六条 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務は、次のとおりとする。</p>			<p>(発電管理事務所)</p> <p>第六条 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務は、次のとおりとする。</p>		
名称	位置	所掌事務	名称	位置	所掌事務
栃木県 今市発電 事務所	日光 市 瀬川	<p>一 三略</p> <p>四 今市発電管理事務所、川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所の電気設備の保守管理に関すること。</p> <p>五 川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所の水力設備の保守管理に関すること。</p> <p>六 今市発電管理事務所、川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所の土地、建物その他附属設備の保守管理に関すること。</p> <p>七 略</p>	栃木県 今市発電 事務所	日光 市 瀬川	<p>一 三略</p> <p>四 今市発電管理事務所、川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電所及び大下沢発電所の電気設備の保守管理に関すること。</p> <p>五 川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電所及び大下沢発電所の水力設備の保守管理に関すること。</p> <p>六 今市発電管理事務所、川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電所及び大下沢発電所の土地、建物その他附属設備の保守管理に関すること。</p> <p>七 略</p>
2	略		2	略	

第二条 栃木県企業局組織規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(発電管理事務所)</p> <p>第六条 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務は、次のとおりとする。</p>			<p>(発電管理事務所)</p> <p>第六条 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務は、次のとおりとする。</p>		
名称	位置	所掌事務	名称	位置	所掌事務
		<p>一 三略</p> <p>四 今市発電管理事務所、川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電</p>			<p>一 三略</p> <p>四 今市発電管理事務所、川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電</p>

栃木県 今市発電管理事務所	日光 瀬川 五 川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電所、大下沢発電所、五十里発電所及び小百川発電所の水力設備の保守管理に関すること。 六 今市発電管理事務所、川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電所、大下沢発電所、五十里発電所及び小百川発電所の土地、建物その他附属設備の保守管理に関すること。 七 略
2 略	
栃木県 今市発電管理事務所	日光 瀬川 五 川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所の水力設備の保守管理に関すること。 六 今市発電管理事務所、川治第一発電所、川治第二発電所、風見発電所、足尾発電所、東荒川発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所の土地、建物その他附属設備の保守管理に関すること。 七 略
2 略	

附 則

この管理規程中、第一条の規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第三号

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員給与規程（昭和二十一年栃木県電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(非常勤嘱託員の給与)</p> <p>第八条 企業職員のうち常時勤務を要するもの、地方公務員法第二十八条の五第一項の規定により採用されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条の規定により採用されたもの以外のもの（以下「非常勤嘱託員」という。）の報酬及び費用弁償の額は、別表第五のとおりとする。</p> <p>2 非常勤嘱託員の超過勤務手当の額は、勤務一時間につき報酬月額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額の百分の百二十五（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百五十）とする。</p>

- 3) 非常勤嘱託員の夜勤手当の額は、勤務一時間につき報酬月額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額の百分の三十とする。
- 4) 前二項の手当の支給方法は、栃木県職員の場合による。

別表第5(第8条関係)

非常勤嘱託員の名称	報酬額	費用弁償の額
保守管理業務嘱託員(第1種)	月額 158,650円	2級
水質検査業務嘱託員(第1種)	月額 158,650円	2級

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第四号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程(昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資金前渡)</p> <p>第四十条 地方公営企業法施行令(昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。)第二十一条の五第一項第十五号の規定により資金前渡することができる経費は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 十一 略</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第二百二十七条 課所長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、記載を省略することができる。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の</p>	<p>(資金前渡)</p> <p>第四十条 地方公営企業法施行令(昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。)第二十一条の五第一項第十五号の規定により資金前渡することができる経費は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 賃金</p> <p>五 十二 略</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第二百二十七条 課所長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、記載を省略することができる。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p>

<p>追完、代金の減額及び契約の解除</p> <p>九 略</p> <p>十・十一 略</p>	<p>九 略</p> <p>十 かし担保責任</p> <p>十一 契約の解除条件</p> <p>十二・十三 略</p>
---	---

別表第一 I 電気事業会計勘定科目の部 A 貸借対照表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表中

「	報酬	を	「	報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬(手当)	に	」
「	退職給付費 地域手当 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	を	「	賞与引当金繰入額 地域手当 賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費 厚生福利費	に	」
「	旅費	を	「	旅費 費用弁償	に	」
「	総係費	賃金	賃金	を		」
「	総係費			に改め、同部B損益計算書勘定科目の款費		」
用の項(8)営業費用の表中	「	報酬	を	「	賞与引当金繰入額 退職給付費 退職給付費 法定福利費 法定福利費	を
	「	報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員	に	「	退職給付費 法定福利費 厚生福利費	を

	報酬(手当)	賃金	厚生福利費 賃金
退職給付費	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額		
法定福利費	退職給付費	旅費	
厚生福利費	法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費		
	旅費 費用弁償	に改め、別表第Ⅱ水道事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘	
定科目の款資産の項(1)固定資産の表中		報酬	
	報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬(手当)	退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	地域手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金
賞与引当金繰入額	地域手当 賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額		
退職給付費	退職給付費	旅費	
法定福利費	法定福利費 報酬等社会保険料		
厚生福利費	厚生福利費		

「	旅費 費用弁償	に改め、同部B損益計算書勘定科目の旅費用の項⑧出張費用の	」
表中	報酬	を	に、
「	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	を	に、
退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	を	に、
「	旅費	を	に改め、別表
第一 Ⅲ工業用水道事業会計勘定科目の部 A貸借対照表勘定科目の款資産の項①固定資産の表中	報酬	を	に、
「	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	を	に、
退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	を	に、
「	旅費	を	に改め、同部
「	旅費 費用弁償	を	に改め、同部

B 損益計算書勘定科目の款費用の項⑧営業費用の表中				報酬	を
報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬(手当)	を	退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金		賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	を
退職給付費 法定福利費 厚生福利費	を		旅費		を
			旅費 費用弁償		
に改め、別表第一Ⅳ用地造成事業会計・地域総合整備事業会計					
勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項①事業資産の表中					
	報酬	を		報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬(手当)	を
退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	地域手当 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	を	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費	地域手当 賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料	を

				厚生福利費	
	旅費	を		旅費 費用弁償	に改め、匡正
B 損益計算書勘定科目の款費用の項(9)営業費用の表中					
				報酬	を
	報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬(手当)	を	退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	を
退職給付費 法定福利費 厚生福利費	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費	を		旅費	を
	旅費 費用弁償		に改め、別表第Ⅴ施設管理事業会計勘定科目の部A貸借対照		
表勘定科目の款資産の項(1)固定資産の表中					
				報酬	を
	報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬(手当)	を	退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	を

「 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 」	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費	に	「 旅費 」	を
「 旅費 費用弁償 」	旅費 費用弁償	に改め、同部 B 損益計算書勘定科目の款費用の項 (8) 事業費用の		
表中	報酬	を	報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬 (手当)	に
「 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 」	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	を	退職給付費 法定福利費 厚生福利費	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費
「 旅費 」	旅費	を	旅費 費用弁償	に改める。

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県公営企業訓令第一号

本
発電管理事務所
水道事務所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局処務規程（昭和四十五年栃木県電気事業訓令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(雑則)</p> <p>第十一条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁、文書の取扱い及び職員の仕事に關しては、<u>当分の間、栃木県事務決裁及び委任規則(平成十二年栃木県規則第四十号)、栃木県文書等管理規則(平成十三年栃木県規則第十七号)、栃木県文書等取扱規程(平成十二年栃木県訓令第一号)及び栃木県職員服務規程(昭和二十九年栃木県訓令第五号)の例によるものとする。</u></p>	<p>(雑則)</p> <p>第十一条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁、文書の取扱い及び職員の仕事に關しては、<u>当分の間、栃木県事務決裁及び委任規則(平成十一年栃木県規則第四十号)、栃木県文書等取扱規則(平成十三年栃木県規則第十七号)、栃木県文書等取扱規程(平成十二年栃木県訓令第一号)及び栃木県職員服務規程(昭和二十九年栃木県訓令第五号)の例によるものとする。</u></p>

別表第一 本庁関係共通事項の表十一の項を次のように改める。

12 会計年度任用職員、臨時又は非常勤の嘱託員等に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料及び退職手当の額の決定				○			
	2 会計年度任用職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認				○			
	3 臨時又は非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずる者の委嘱及び解嘱			○				
	4 臨時又は非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずる者の報酬及び費用弁償の額の決定			○				

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																				
<p>別表第1</p> <p>1 略</p> <p>2 本庁関係財務関係事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 予算の執行関係(事案の決定)</p>	<p>別表第1</p> <p>1 略</p> <p>2 本庁関係財務関係事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 予算の執行関係(事案の決定)</p>																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">節等の区分</td> <td style="text-align: center;">決裁区分</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">決 裁 区 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">知 事</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">専 決 権 者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">局 長</td> <td style="text-align: center;">幹 事 長</td> <td style="text-align: center;">幹 事 長</td> <td style="text-align: center;">課 長</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="5">厚生福利費</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	節等の区分	決裁区分	決 裁 区 分				知 事	専 決 権 者				局 長	幹 事 長	幹 事 長	課 長	略					厚生福利費					略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">節等の区分</td> <td style="text-align: center;">決裁区分</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">決 裁 区 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">知 事</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">専 決 権 者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">局 長</td> <td style="text-align: center;">幹 事 長</td> <td style="text-align: center;">幹 事 長</td> <td style="text-align: center;">課 長</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="5">厚生福利費</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	節等の区分	決裁区分	決 裁 区 分				知 事	専 決 権 者				局 長	幹 事 長	幹 事 長	課 長	略					厚生福利費					略
節等の区分		決裁区分	決 裁 区 分																																																		
		知 事	専 決 権 者																																																		
	局 長		幹 事 長	幹 事 長	課 長																																																
略																																																					
厚生福利費					略																																																
節等の区分	決裁区分	決 裁 区 分																																																			
	知 事	専 決 権 者																																																			
		局 長	幹 事 長	幹 事 長	課 長																																																
略																																																					
厚生福利費					略																																																

略	賃 金				全 額
備考 略 3 略	略				
備考 略 3 略	備考 略 3 略				

別表第一 3 本庁関係特定事項(1)経営企画課の表一の項第一号を次のように改める。

1 職員の採用、昇任、配置換え、派遣、転任、休職、復職及び退職並びに給料の決定（会計年度任用職員の採用及び退職（免職の処分による退職を除く。）並びに給料の決定を除く。）						
(1) 本庁の課長補佐相当職以上の職にある職員に係るもの	○					
(2) (1)及び(3)に掲げる職員以外の職員に係るもの	○					
(3) 会計年度任用職員に係るもの		○				

別表第一 3 本庁関係特定事項(1)経営企画課の表一の項第二号を次のように改める。

3 職員の懲戒処分の決定						
(1) (2)に掲げる職員以外の職員に係るもの	○					
(2) 会計年度任用職員に係るもの		○				

別表第一 3 本庁関係特定事項(1)経営企画課の表一の項第一号を次のように改める。

1 職員（会計年度任用職員を除く。）であった者の退職手当の額の決定			○			
-----------------------------------	--	--	---	--	--	--

別表第一 3 本庁関係特定事項(1)経営企画課の表三の項第一号から第四号までを次のように改める。

2 職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認						
(1) 本庁の課長相当職以上の職にある職員に係るもの	○					
(2) (1)に掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）に係るもの		○				
3 職員の営利企業従事の許可						
(1) 部長相当職以上の職にある職員に係るもの	○					

(2) (1)及び(3)に掲げる職員以外の職員に係るもの		○					
(3) 会計年度任用職員に係るもの			○				
4 職員の事故等の報告に基づく措置(任免、分限又は懲戒にあたる事案を除く。)の決定							
(1) 部長相当職以上の職にある職員に係るもの	○						
(2) (1)及び(3)に掲げる職員以外の職員に係るもの		○					
(3) 会計年度任用職員に係るもの			○				

別表第一3本庁関係特定事項(1)経営企画課の表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一1出先機関関係共通事項の表五の項を次のように改める。

5 会計年度任用職員、臨時又は非常勤の嘱託員等に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職(免職の処分による退職を除く。)並びに給料及び退職手当の額の決定	○					
	2 会計年度任用職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認	○					

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(経営企画課)

栃木県公営企業訓令第二号

発電管理事務所

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令

第一条 栃木県発電管理事務所管理規程(昭和四十七年栃木県公営企業訓令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十一 略</p> <p><u>十二 五十里発電所</u> 栃木県営五十里発電所をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第一条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十一 略</p>

十三～二十一 略

(今市発電管理事務所)

第十条 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課 略

施設第一課

一・二 略

三 第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所の発電施設及び建物その他の設備の保守管理に関すること。

四 第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所の直接操作に関すること。

五 略

六 その他第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所に関し必要な事項の処理に関すること。

施設第二課 略

3・4 略

十二～二十 略

(今市発電管理事務所)

第十条 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課 略

施設第一課

一・二 略

三 第一発電所、第二発電所、小網発電所及び大下沢発電所の発電施設及び建物その他の設備の保守管理に関すること。

四 第一発電所、第二発電所、小網発電所及び大下沢発電所の直接操作に関すること。

五 略

六 その他第一発電所、第二発電所、小網発電所及び大下沢発電所に関し必要な事項の処理に関すること。

施設第二課 略

3・4 略

第二条 栃木県発電管理事務所管理規程の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(用語の意義)

第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 略

十三 小百川発電所 栃木県営小百川発電所をいう。

十四～二十二 略

(今市発電管理事務所)

第十条 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課 略

施設第一課

一・二 略

三 第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下沢発電所、五十里発電所及び小百川発電所の発電施設及び建物その他の設備の保守管理に関すること。

四 第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下沢発電所、五十里発電所及び小百川発電所の直接操作に関すること。

五 略

六 その他第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下沢発電所、五十里発電所及び小百川発電所

改正前

(用語の意義)

第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 略

十三～二十一 略

(今市発電管理事務所)

第十条 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課 略

施設第一課

一・二 略

三 第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所の発電施設及び建物その他の設備の保守管理に関すること。

四 第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所の直接操作に関すること。

五 略

六 その他第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下沢発電所及び五十里発電所

電所に関し必要な事項の処理に関すること。
施設第二課 略
3・4 略

電所に関し必要な事項の処理に関すること。
施設第二課 略
3・4 略

附 則

この訓令中、第一条の規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

栃木県公営企業訓令第三号

本 庁
発 電 管 理 事 務 所

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

第一条 栃木県企業局事業用電気工作物保安規程（昭和六十一年栃木県公営企業訓令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章～第六章 略 第七章 法定事業者検査及び使用前自己確認（第二十条～第二十二条） 附 則 第十九条 略 第七章 法定事業者検査及び使用前自己確認 （法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制） 第二十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十条第三項第八号に規定する法定事業者検査（以下「法定事業者検査」という。）又は同号に規定する使用前自己確認（以下「使用前自己確認」という。）は、主任技術者の保安監督の下に、法令に基づき適切に実施するものとする。 2 法定事業者検査においては、当該電気工作物が次のいずれにも適合していることを確認するものとする。 一 その工事が工事計画に従って行われたものであること。 二 技術基準に適合するものであること。 3 使用前自己確認においては、当該電気工作物が技術基準に適合するものであることを確認するものとする。 （法定事業者検査の結果の記録）	目次 第一章～第六章 略 附 則 第十九条 略

第二十一条 法定事業者検査に関する記録において

は、次の各号に示す事項について記録しておくものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査の記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 法定事業者検査の結果の記録は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める期間保存するものとする。

- 一 前項第一号から第六号までに掲げる事項 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間
 - イ 水力発電設備に係る記録 当該設備の存続する期間
 - ロ 水力発電設備に係る記録以外のもの 五年間
- 二 前項第七号から第十一号までに掲げる事項 当該法定事業者検査を行った後最初の法第五十一条第七項に規定する通知を受けるまでの期間

(使用前自己確認の結果の記録)

第二十二条 使用前自己確認に関する記録において

は、次の各号に示す事項について記録しておくものとする。

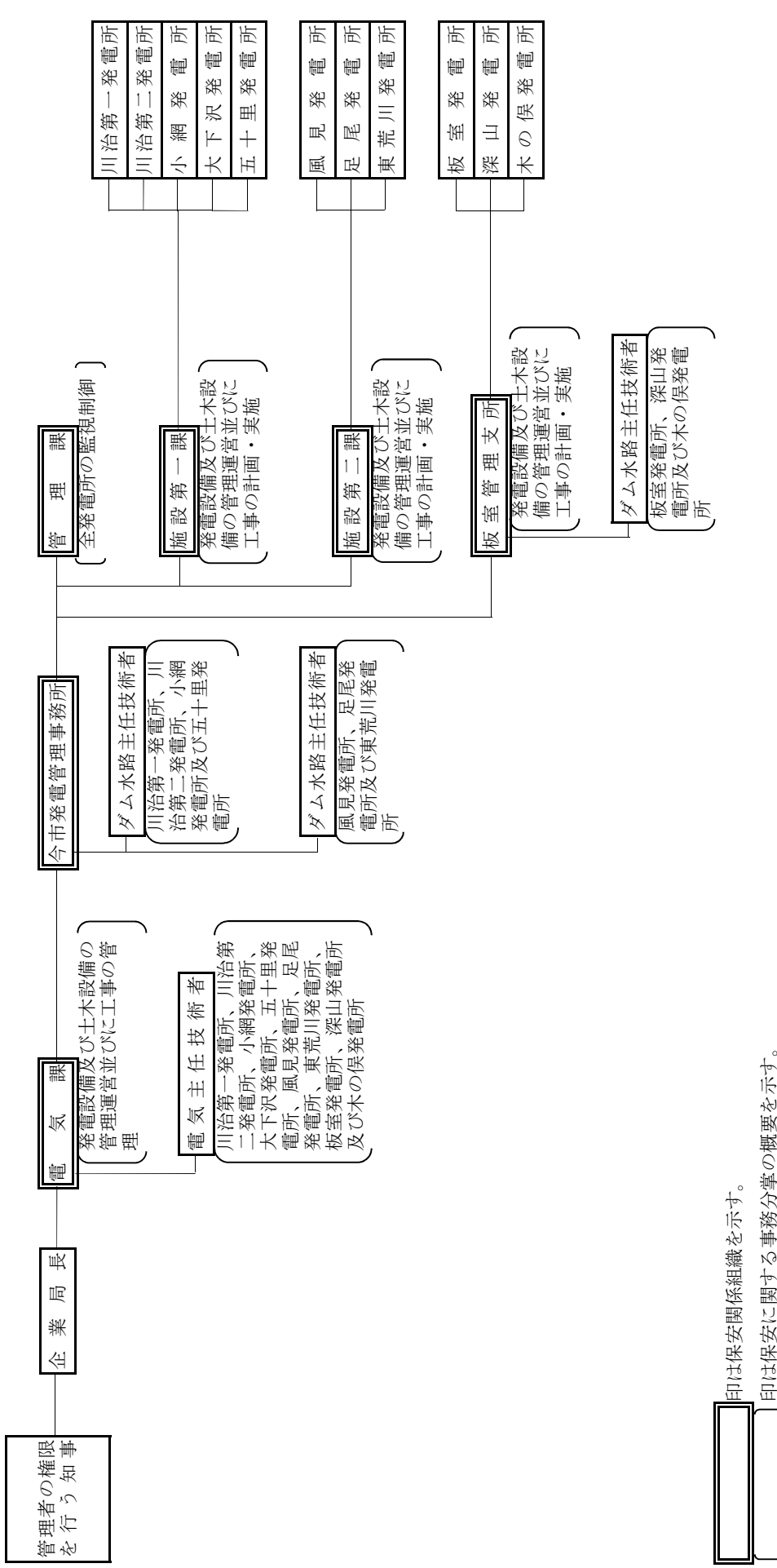
- 一 使用前自己確認を行った年月日
- 二 使用前自己確認の対象
- 三 使用前自己確認の方法
- 四 使用前自己確認の結果
- 五 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名
- 六 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 当該電気工作物の種類に応じた添付書類

2 使用前自己確認の結果の記録は、五年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

保安に関する組織及び事務分掌



印は保安関係組織を示す。

印は保安に関する事務分掌の概要を示す。

別表第三

(※1)

積雪等により巡視困難な場合、地質、地形、巡視及び点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、ひん度を減少することができる。

を

(※1)

積雪等により巡視困難な場合、地質、地形、巡視及び点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるもの又は信頼性の高い受変電設備を有する小型の水力発電所に係るものについては、ひん度を減少することができる。

に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第3（第12条関係） 定期的な巡視、点検及び検査の基準</p> <div data-bbox="150 1122 740 1200" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div> <p>(注) 1～5 略</p> <p><u>6 信頼性の高い受変電設備とは、低圧受電のもの又は次のいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p><u>(1) 構外にわたる高圧電線路がないもの</u></p> <p><u>(2) 柱上に設置した高圧電線路がないもの</u></p> <p><u>(3) 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの</u></p> <p><u>(4) 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの</u></p> <p><u>(5) 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの</u></p> <p><u>7 小型の水力発電所とは、次のいずれにも該当するものをいう。</u></p>	<p>別表第3（第12条関係） 定期的な巡視、点検及び検査の基準</p> <div data-bbox="793 1122 1383 1200" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div> <p>(注) 1～5 略</p>

- (1) ダムを伴わないもの
- (2) 発電機と接続して得られる電気の出力が200kW未満のもの
- (3) 最大使用水量が1m³/秒未満のもの

別表第4 (第12条、第14条、第15条関係)
細則一覧

項目	規程・要領
1 運転、操作、保守に関するもの	
(1) 水力発電関係	栃木県営発電所等運用操作基準 発電所標準操作要領_____
(2) 通信関係	無線局管理運用要領
(3) 土木関係	栃木県営川治第二発電所小網ダム 操作規程 栃木県営足尾発電所庚申ダム操作 規程
2 非常災害に関するもの	栃木県地域防災計画 栃木県企業局災害等執務要領 防災対策要領_____

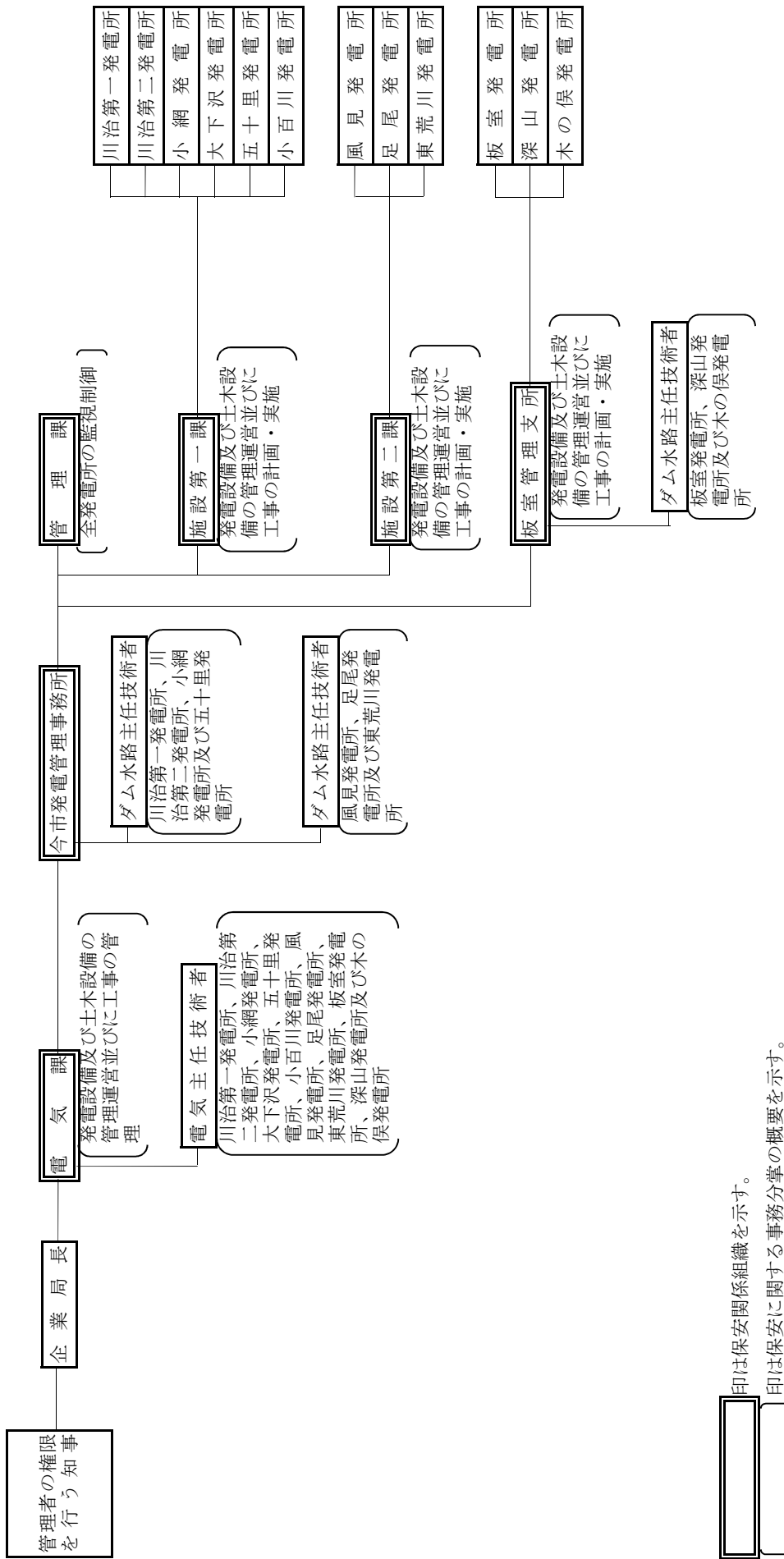
別表第4 (第12条、第14条、第15条関係)
細則一覧

項目	規程・要領
1 運転、操作、保守に関するもの	
(1) 水力発電関係	栃木県営発電所等運用操作基準 発電所標準操作要領 <u>(川治第一、 川治第二、風見、足尾、東荒川、 小網、大下沢発電所)</u> 〃 <u>(板室、深山、木の俣発電所)</u>
(2) 通信関係	無線局管理運用要領
(3) 土木関係	栃木県営川治第二発電所小網ダム 操作規程 栃木県営足尾発電所庚申ダム操作 規程
2 非常災害に関するもの	栃木県地域防災計画 栃木県企業局災害等執務要領 防災対策要領 <u>(今市発電管理事務 所)</u> 〃 <u>(今市発電管理事務 所板室管理支所)</u>

第二条 栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

保安に関する組織及び事務分掌

別表第 1 (第 4 条関係)



印は保安関係組織を示す。
印は保安に関する事務分掌の概要を示す。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中栃木県企業局事業用電気工作物保安規程別表第一の改正規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

(電気課)

栃木県公営企業訓令第四号

本 庁
発 電 管 理 事 務 所
水 道 事 務 所

栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局職員安全衛生管理規程(昭和六十一年栃木県公営企業訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 企業局に勤務する一般職の職員をいう。</p> <p>二 五 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 企業局に勤務する一般職の職員及び嘱託員をいう。</p> <p>二 五 略</p>

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(経営企画課)

労働委員会

栃木県労働委員会訓令第一号

栃木県労働委員会事務局

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県労働委員会事務局処務規程(昭和四十一年栃木県地方労働委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表 (第4条関係)				別表 (第4条関係)			
事 務		専決権者		事 務		専決権者	
		事	課	事	課	事	課
		括	括	括	括	括	括

種 類	事 項	務 局 長	課 長 補 佐	種 類	事 項	務 局 長	課 長 補 佐
1～6 略				1～6 略			
7 会計年度任用職員、臨時又は非常勤の嘱託員等に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職（免職の処分による退職を除く。）並びに給料及び報酬の決定		略	7 臨時補助員、非常勤職員 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____等に関する事務	1 臨時補助員の任免 _____ _____ _____ _____ _____		略
	2 会計年度任用職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認		○				
	3 略				2 略		
8 略				8 略			

附 則

以上の訓令は、令和11年4月1日から施行する。